

第5章 ごみ処理行政の動向

5-1 国のごみ処理行政の動向

1 ごみ処理関係法令の歴史

我が国におけるごみ処理関係法令の歴史を図表5-1-1に示します。

◆図表 5-1-1 ごみ処理関係法令の歴史

年代	主な課題	法律の制定
戦後～1950年代	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃法（1954）
1960年～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> ・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境施設整備緊急措置法（1963） ・廃棄物処理法（1970） ・廃棄物処理法改正（1976）
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域臨海環境整備センター法（1981） ・浄化槽法（1983）
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質（ダイオキシン類含む）対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法改正（1991） ・産業廃棄物処理特定施設整備法（1992） ・バーゼル法（1992） ・環境基本法（1993） ・容器包装リサイクル法（1995） ・廃棄物処理法改正（1997） ・家電リサイクル法（1998） ・ダイオキシン類対策特別措置法（1999）
2000年代	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成を目指した3Rの推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法（2000） ・グリーン購入法（2000） ・資源有効利用促進法（2000） ・建設リサイクル法（2000） ・食品リサイクル法（2000） ・廃棄物処理法改正（2000） ・PCB特別措置法（2001） ・産業廃棄物支障除去特別措置法（2003） ・自動車リサイクル法（2003） ・廃棄物処理法改正（2003～6）
2010年～	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の強化 ・持続可能な開発目標達成の推進 ・脱炭素社会の実現 ・海洋プラスチック問題に対する対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法改正（2010） ・小型家電リサイクル法（2012） ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015) ・食品ロスの削減の推進に関する法律（2019） ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022）

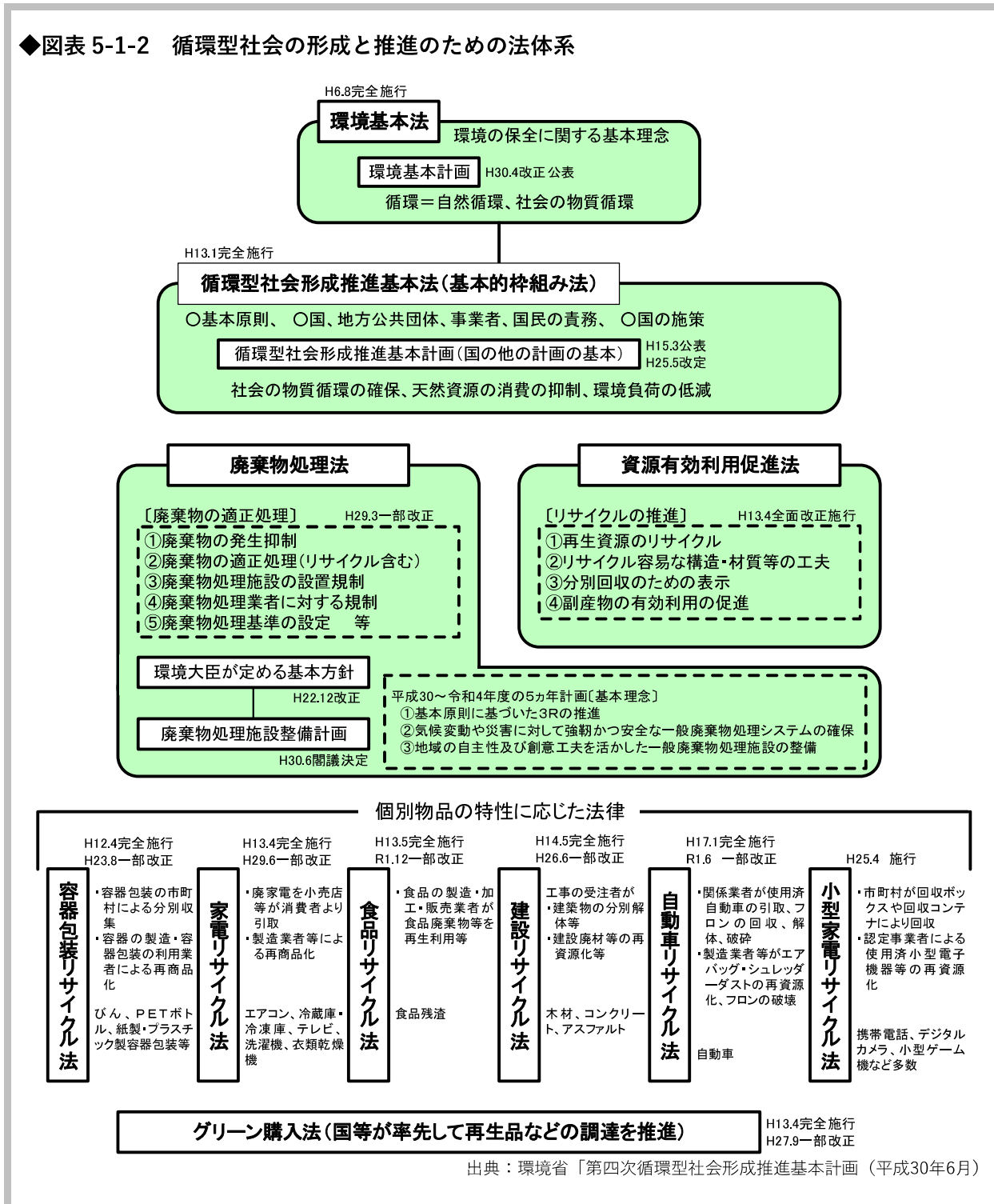
出典：環境省「日本の廃棄物処理の歴史と現状」（平成26年2月）※一部追記

2 廃棄物・リサイクル関連の法体系

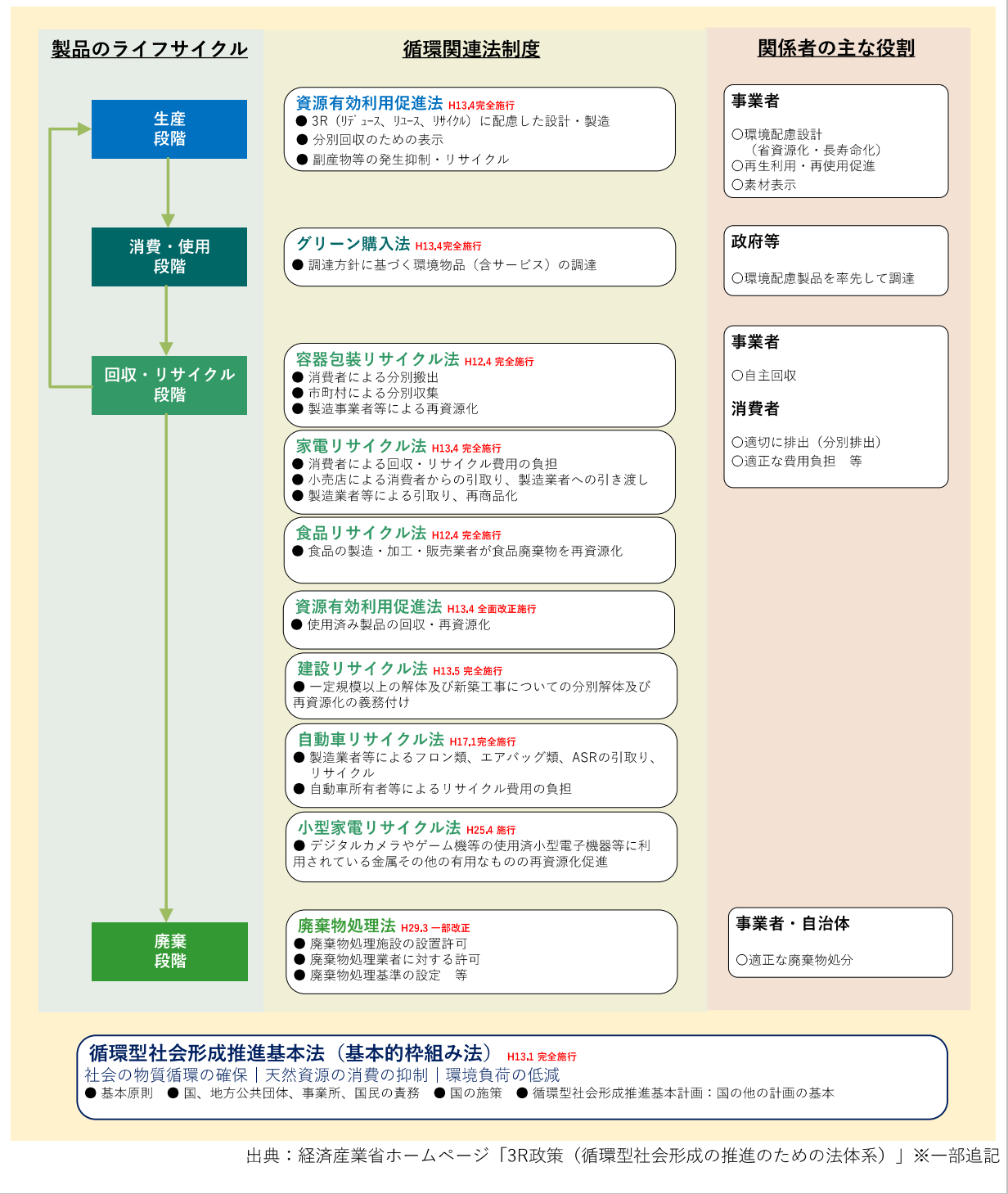
循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

循環型社会の形成と推進のための法体系を図表5-1-2に、製品のライフサイクルにあわせた法体系を図表5-1-3に示します。

◆図表 5-1-2 循環型社会の形成と推進のための法体系



◆図表 5-1-3 製品のライフサイクルにあわせた法体系



3 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

循環型社会形成推進基本法では適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「排出抑制」（Reduce）→「再利用」（Reuse）→「再生利用」（Recycle）→「熱回収」→「適正処分」と定めており、この法律に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。第四次循環型社会形成推進基本計画の減量目標を図表5-1-4に示します。

第四次循環型社会形成推進基本計画は①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフ

サイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の推進と環境再生、④災害廃棄物処理体制の構築、⑤適正な国際視点循環体制の構築と循環産業の海外展開を軸にして持続可能な社会づくりとその統合的な取り組みに向けた将来像のもと、資源生産性、入口側の循環利用率、出口側の循環利用率及び最終処分量に対する2025年度の目標値を定め、目標達成に向けて①～⑤に沿った取り組みの推進が掲げられています。第四次循環型社会形成推進基本計画の概要を図表5-1-5に示します。

◆図表 5-1-4 第四次循環型社会形成推進基本計画の減量化目標（H30.6）

年度		平成27年度実績（基準年度）	令和7年度（目標値）
目標	ごみ排出量	約 4,398 万トン	約 3,800 万トン
	一人一日当たりのごみ排出量	約 894 g/人日	約 850 g/人日
	リサイクル率	約 20.4 %	約 28 %
	最終処分量	約 416 万トン	約 320 万トン

出典：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）

◆図表 5-1-5 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要 (H30.6)

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 				
地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
循環分野における基盤整備				
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 				

目標値

	2000年度	2015年度	2025年度目標	
資源生産性（万円/トン）	24	38	49	(+102%)
入口側の循環利用率（%）	10	16	18	(+8ポイント)
出口側の循環利用率（%）	36	44	47	(+11ポイント)
最終処分量（百万トン）	57	14	13	(▲77%)

（ ）内は2000年度比

国の取組

持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 ○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○ 廃棄物エネルギーの徹底活用 ○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 				
地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の掘り起こし ・ 実現可能性調査への支援 ○ コンパクトで強靱なまちづくり ○ バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック戦略 ・ バイオマス ・ 金属(都市鉱山の活用) ・ 土石・建設材料 ・ 太陽光発電設備 ・ おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的・効率的な処理体制 ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・ 環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・ 空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画 ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブロック協議会 ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○ 全国 <ul style="list-style-type: none"> ・ D.Waste-Netの体制強化 ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・ II等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・ アジア・太平洋3 R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○ 海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援
循環分野における基盤整備				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子マニフェストを含む情報の活用 ○ 技術開発等(廃棄物分野のIT活用) ○ 人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) 				

出典：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）

4 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月）

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、平成13年5月に定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）が平成28年1月21日に変更されました。

廃棄物処理基本方針では廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくために廃棄物処理法の改正及びリサイクル推進法に係る諸法の制定等の対策が行われてきており、相当程度の効果はあったものの、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、最終処分場の新規立地困難解消及び不法投棄をはじめとする不適正処理の撲滅等の問題があります。

また、循環型社会推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）における高優先順位である2R（「排出抑制（Reduce）」、「再利用（Reuse）」）の取り組みが遅れているほか、東日本大震災を代表とする近年頻発化・激甚化する災害に対して安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえて、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現や地球温暖化などの環境問題への対応も課題となります。

このような周辺状況を鑑み、諸課題の解決を図るべく廃棄物処理基本方針で掲げられた減量化目標を図表5-1-6に示します。

◆図表 5-1-6 廃棄物処理法基本方針における目標値（H28.1）

年度		平成24年度実績（基準年度）	令和2年度（目標値）
目標	ごみ排出量	約 4,523 万トン	平成24年度比で約12%削減 (約 3,980 万トン)
	再生利用量	約 21 %	約 27 %
	最終処分量	約 465 万トン	平成24年度比で約14%削減 (約 400 万トン)
	一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	約 676 g/人日	500 g/人日

出典：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、平成28年1月改正）
「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成24年度実績）

5 廃棄物処理施設整備計画（H30.6）

これまで、昭和38年度から平成14年度まで廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和47年法律第95号）及び循環基本法の制定と併せて、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進していくため、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としながら、循環型社会形成の推進転換が図られてきました。このような状況の中、平成15年、平成20年及び平成25年に廃棄物処理法第5条の3第1項に基づき策定された廃棄物処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）においては、循環型社会形成に向けた重点目標が設定されてきました。そして、平成

30年6月19日に定められた整備計画では、平成30年度から令和4年度までを計画期間として、「基本原則に基づいた3Rの推進」、「気候変動や災害に対して強靱且つ安全な一般廃棄物処理システムの確保」及び「地域の自主性および創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備」を基本的理念に廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効率的な実施について、「ごみのリサイクル率」、「期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値」などの目標及び指標が明記されています。

諸課題の解決を図るべく整備計画で掲げられた目標を図表5-1-7に示します。

◆図表 5-1-7 廃棄物処理施設整備計画における目標値

年度		平成29年度実績（基準年度）	令和4年度（目標値）
目標	リサイクル率	約 21 %	約 27 %

出典：「廃棄物処理施策整備計画」（平成30年6月）

5-2 鹿児島県のごみ処理行政の動向

1 鹿児島県廃棄物処理計画（R3.3）

鹿児島県廃棄物処理基本計画（R3.3）は廃棄物処理法第5条の5に基づき策定されており、前計画（鹿児島県廃棄物処理基本計画（H28.3））の策定後、廃棄物処理法が改正（平成29年6月）され、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）やプラスチック資源循環戦略（令和元年5月）が策定されるなど、廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応する必要があることから、鹿児島県では、令和3年3月に鹿児島県廃棄物処理計画を改定しました。鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物についての目標値を図表5-2-1に示します。

◆図表 5-2-1 鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物の目標（R3.3）

年度		令和2年度実績（基準年度）	令和7年度（目標値）
目標	ごみ排出量	53.2 万トン	48.3 万トン
	一人一日当たりのごみ排出量	918 g/人日	875 g/人日
	リサイクル率	16.4 %	23.4 %
	最終処分量	5.9 万トン	4.7 万トン

出典：「鹿児島県廃棄物処理計画」（令和3年3月）